

報告第25号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和4年8月10日
- 2 損害賠償額 838,595円
- 3 相手方 市外在住者
- 4 事故の概要 令和4年1月21日午後4時35分頃、小田原厚木道路二宮インターチェンジ小田原方面の加速車線において一時停止していた相手方車両に、建築課職員が運転する公用車が後方から追突し、運転していた相手方を負傷させた。